

住宅用太陽光発電システム設置補助金

令和4年4月現在

町では、環境負担の少ない自然エネルギーの普及促進を図ることを目的として、町内で住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

対象者

- 町内に住所を有する方、又は住所を有する予定の方
- 自ら居住もしくは居住しようとする住宅に、新たに太陽光発電システムを設置する方
- 町税等の滞納がない方

対象となるシステム

※いずれも未使用品に限ります

① 低圧配電線と逆潮流有り※1で連系したシステム

② 次の数値のうちいずれかが10キロワット未満の太陽光システムであるもの

(ア) 太陽電池モジュール※2の公称最大出力の値※3

(イ) パワーコンディショナ※4の定格出力合計値※

- ※1 発電システムによる電力が不足したときには、電力会社から不足電力の供給を受けることができ、発電システムによる電力が余ったときには余剰電力を当該電力会社に供給することができるシステム
- ※2 発電システムを構成し、太陽電池を複数接続することにより必要な電圧と電流を得られるようにする装置
- ※3 日本工業規格に基づいて算出された太陽光電池モジュールの出力値の合計
- ※4 太陽電池モジュールからの直流電気を交流電力に変換する装置
- ※5 発電システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値は、日本工業規格に基づいて算出された定格出力の合計値

補助金額 上限20万円

太陽電池の最大出力の合計値(小数点以下2位未満四捨五入)に、1kw当たり5万円を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て)とし、上限を20万円とします。

(例)最大出力の合計値 3.553kwの場合 → $3.55\text{kw} \times 50,000\text{円} = 177,500\text{円} \div 177,000\text{円}$

申請書類

※設置前に申請が必要です

- (1) 鷹栖町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 町税等納付状況調査同意書
- (3) 太陽電池又はパワーコンディショナ等の仕様書
- (4) 発電システム設置に関する見積書又は契約書の写し
- (5) 発電システムを設置する住宅の位置図
- (6) 発電システム設置予定場所の工事着手前の現況写真



報告書類

※発電システムの設置を完了した日から30日以内に報告が必要です

- (1) 鷹栖町住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書(別記様式第6号)
- (2) 発電システム設置に関する領収書の写し
- (3) 電力会社と締結した電力需要契約の内容が確認できる書類の写し
- (4) 発電システムの設置場所と設置状態が確認できる写真

☝ 設置者の方に発電システムの運転状況等に関するデータ提供の協力を求める場合があります。

鷹栖町総務企画課地域振興係 ☎87-2111(内線119・120)